

第7章 学寮（弓削商船高等専門学校学寮寮生の禁止事項及び指導等に関する基準）

---

○弓削商船高等専門学校学寮寮生の禁止事項及び指導等に関する基準

制 定 令和4年4月13日

（目的）

第1 この基準は、学寮寮生の寮生活における禁止事項及び指導等について、必要な事項を定める。

（携行品・持ち込み禁止物）

第2 節電、火災防止又は寮内での学習環境を保つため、寮生の携行品に制限を加える。

2 携行品・持ち込み禁止物は、第3項から第5項までとする。

3 全学年持ち込み禁止となる物

(1) ヒーター、ストーブ、やぐらこたつ、カセットコンロ、着火器具、香炉、ろうそく（キャンドル含む）

(2) 電気カーペット、電気毛布、トースター、オーブントースター、電気調理器（電気ケトルは除く）、2台目の冷蔵庫

(3) 包丁、ナイフ、もり、やす、モデルガン、エアガン

(4) 酒・タバコ・ポルノ雑誌・映像類、大型ゲーム機、麻雀用具

(5) その他寮務主事が禁止した物

4 第1学年及び第2学年の持ち込み禁止物

前項に加えて、テレビ、テレビゲーム、小型ゲーム機

5 第1学年の持ち込み禁止物

前項に加えて、冷蔵庫

（禁止事項）

第3 寮生の問題行動に対しては、次の各項各号の違反点数を課し（以下「指導履歴」という。）、指導履歴に応じて定められた指導を行う。

2 離寮対象となる者（5点）

次の各号のいずれかに該当する場合、寮務委員会で検討する。

(1) 厚生補導委員会において、家庭謹慎5日以上となった者

ア 飲酒・喫煙・窃盗

イ 寮内の風紀・秩序を著しく乱した者

ウ 本校の学生・寮生としてふさわしくない行為をした者

エ ネットワークシステムの意図的破壊などを行った者

(2) 他の寮生の生命・財産・人権を脅かす行為を行った者

(3) 無人状態の他人の居室に立ち入った者

(4) 部外者を許可なく寮内に立ち入らせた者

(5) 異性が居住する棟へ立ち入った者・立ち入らせた者

(6) 寄宿料又は弓削商船高等専門学校学寮管理運営規則第15条に定める経費の納入を3ヶ月以上怠った者

(7) 無断外泊を行った者

(8) 消灯後に居住する建物外に外出した者

(9) 複数回の指導にもかかわらず改善がみられない者

(10) 履修が成立しない者

(11) 理由なく欠席するなど学習意欲が認められない者（1年間の欠課時数合計が160を超える者又は途中入寮者は6ヶ月の合計が80を超える者）

### 3 寮務主事注意対象となる者

次のいずれかに該当する場合、寮務主事注意として必要に応じて保護者に連絡する。

- (1) 20歳以上で寮内での飲酒，喫煙を行った者（3点）
- (2) 20歳以上で酒気を帯びて帰寮した者（3点）
- (3) 下級生に対して圧力的な指導を行った者（3点）
- (4) 持ち込み禁止物を持ち込んだ者（1点）
- (5) 外泊申請を偽った者（1点）
- (6) 理由なく門限に遅れた者（1点）
- (7) 他の学生の下宿に外泊した者（1点）
- (8) 消灯後，寮内を徘徊した者（1点）
- (9) 消灯後，他室に入室した者（1点）
- (10) 消灯後，居室に複数人で集まり周囲に対して迷惑行為を行った者（1点）
- (11) 寮内で麻雀，賭博行為を行った者（1点）
- (12) 寮の施設を故意に破損した者（1点）
- (13) 非常口，オートロックを意図的に解放した者（1点）
- (14) 指導に対して極めて態度が悪く反省の色が見られない者（1点）
- (15) 理由なく欠席するなど学習意欲が認められない者（1年間の欠課時数合計が120を超える者又は途中入寮者は6ヶ月の合計が60を超える者）（2点）

### 4 改善が見られない場合，寮務主事注意対象となる者

次の行為を繰り返し行った場合は，寮務主事注意として必要に応じて保護者に連絡する。

（1点）

- (1) 正当な理由なく点呼を怠った者（朝点呼，巡検遅れ）
- (2) 騒音を出すなど周囲に対して迷惑行為を行った者
- (3) 正当な理由なく当番業務を怠った者
- (4) 廊下や共用部分に私物を放置した者
- (5) 施錠・消灯等を怠った者
- (6) 外泊時に「船に乗り遅れた」などの不注意による理由で帰寮しない者
- (7) 自習時間に自室で自習していない者
- (8) 下足のまま寮建物内に立ち入った者
- (9) その他寮生会規則等に違反した者

（指導）

第4 指導履歴に従い，次の各号のとおり実施し，指導履歴は5年間累積する。ただし，第3第4項に定める違反事項は，改善が見られ，繰り返し違反がない場合に限り入寮更新時（3月末）に減じることができる。

- (1) 1・2点 寮務主事注意，反省文提出（担任・保護者連絡）
- (2) 3点 寮務主事注意，反省文提出，清掃活動（担任・保護者面談）
- (3) 4点 寮務主事注意，離寮警告（担任・保護者面談）
- (4) 5点 離寮（担任・保護者面談）

（報告）

第5 本基準に改正が必要な場合，寮務委員会で承認の上，運営委員会へ報告するものとする。

### 附 則

この基準は，令和4年4月13日から施行し，令和4年4月1日から適用する。